平成２８年（フ）第１９号
千葉県館山市山本263番地
破産者　館山林業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第７８５号
東京都東村山市萩山町２丁目13番地都営萩山町アパート５―408
破産者　大部　紀男
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８００号
東京都立川市高松町１丁目23番５号スカイコート立川Ⅲ201号
破産者　清水勢津子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７１号
川崎市川崎区貝塚２丁目16番16―601号　ドミイル川崎
破産者　有限会社エム・スポーツ・プロディュース
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目45番地
破産者　有限会社植草造園土木
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第８５号
松江市浜乃木１丁目19番64号　コーポエオリア101号、前住所松江市内中原町237番地３
破産者　石原　英明
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８３号
岡山県備前市吉永町岩崎670番地、旧住所岡山県備前市吉永町南方649番地１
破産者　藤原　彩加（旧姓片山）
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
山口県大島郡周防大島町日前1884番地（商業登記簿上の住所　広島市西区己斐上２丁目29番５号）
破産者　有限会社メディクス
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６４０号
福岡県糟屋郡新宮町大字下府372番地１
オード・シェル106号
破産者　碇　美由紀
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０６９号
福岡県糸島市志摩御床2165番地62
破産者　山北　恭平
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１４１号
福岡市博多区山王１丁目13番35号
破産者　黒木　元英
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１４２号
福岡市博多区山王１丁目13番35号
破産者　黒木　律子
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１５２号
福岡県宗像市広陵台５丁目１番地22
破産者　井上　雄介
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１７３号
福岡市城南区樋井川１丁目８番47号、前住所広島市南区皆実町５丁目13番19号
破産者　井ノ口愛子
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２３６号
福岡県筑紫野市俗明院２丁目12番25号　ヴェル・ドミール朝倉街道Ｄ101号
破産者　中山　弘子
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２６４号
福岡県筑紫野市大字天山572番地　サンハウス101号
破産者　藤野健一こと　張　　健一
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３０８号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原347番地１
破産者　小島　雅史
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１９８号
福岡県筑紫野市武蔵３丁目11番10号　フットヒルズ天拝Ｂ102号、前住所福岡県筑紫野市大字俗明院142番地７
破産者　島添　末男
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１９９号
福岡県筑紫野市武蔵３丁目11番10号　フットヒルズ天拝Ｂ102号、前住所福岡県筑紫野市大字俗明院142番地７
破産者　島添　嘉子
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部